

京極町学校給食費無償化実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校給食費の無償化について必要な事項を定めることにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、子育て支援に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 学校給食費 学校給食法(昭和29年法律第160号)第11条第2項に規定する学校給食費をいう。

(2) 保護者 学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者及び保護者に準ずる者として町長が認める者をいう。

(対象者)

第3条 学校給食費無償化の対象となる保護者(以下「対象者」という。)は、町内に住所を有し、町立小中学校に在籍する児童又は生徒の保護者とする。

(非対象者)

第4条 次に掲げる者は、前条の対象者から除外するものとする。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条の規定による教育扶助を受けている保護者

(2) 京極町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱(平成31年教委要綱第1号)第2条及び京極町特別支援教育就学奨励費支給要綱(平成24年教委要綱第1号)第3条に規定する学校給食費の支給を受けている保護者

(3) 前2号に掲げるもののほか、学校給食費に係る支給を受けている保護者

(無償化の対象となる学校給食費の額)

第5条 無償化の対象となる学校給食費の額は、京極町学校給食センター設置条例施行規則(昭和46年教委規則第2号)第7条に規定する額とする。

(不正に提供を受けた者に対する措置)

第6条 町長は、偽りその他不正の行為により学校給食の無償提供を受けたことが明らかになった場合は、当該者に対し、学校給食費の全額又は一部を請求することができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(京極町学校給食費免除実施要綱の廃止)

2 京極町学校給食費免除実施要綱(平成29年教委要綱第1号)は、廃止する。